

2019年8月1日

お客様 各位

新潟県労働金庫

## エース預金規定の一部改正のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

このたび、預金規定の一部に記載漏れが判明したため、以下のとおり改正いたしましたのでお知らせいたします。なお、改正後の規定は、改正前よりお取引いただいているお客様にも適用させていただきます。

### 1. 改正する規定

- ・エース預金「確定日型（ワイド型）」規定
- ・エース預金「年金型（ワイド型）」規定

### 2. 改正内容

エース預金「確定日型（ワイド型）」規定（抜粋）	
6.（利息）	
(1)～(3)、(5)省略	
(4) 当金庫がやむをえないものと認めて、または後記 8(3)の規定により満期日前に解約する場合には、その利息は各定期預金の預入日から解約日の前日までの日数および預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって次のとおり計算します。	
① 省略	
② スーパー定期または大口定期の場合（単利計算）	
<u>A. 預入日から満期日までの期間が3年未満の場合</u>	
<u>a. 6か月未満</u>	解約日における普通預金の利率または前記(1)②の適用利率×30%のいずれか低い利率
<u>b. 6か月以上1年未満</u>	前記(1)②の適用利率×50%
<u>c. 1年以上3年未満</u>	前記(1)②の適用利率×70%
<u>B. 預入日から満期日までの期間が3年の場合</u>	
<u>a. 1年未満</u>	解約日における普通預金の利率または前記(1)②の適用利率×20%のいずれか低い利率
<u>b. 1年以上1年6か月未満</u>	前記(1)②の適用利率×40%
<u>c. 1年6か月以上2年未満</u>	前記(1)②の適用利率×50%
<u>d. 2年以上3年未満</u>	前記(1)②の適用利率×70%

エース預金「年金型（ワイド型）」規定（抜粋）

7. （利息）

(1)～(3)、(5)省略

(4) 当金庫がやむをえないものと認めて、または後記 9(3)の規定により満期日前に解約する場合には、その利息は各定期預金の預入日から解約日の前日までの日数および預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって次のとおり計算します。

① 省略

② スーパー定期または大口定期の場合（単利計算）

A. 預入日から満期日までの期間が3年未満の場合

a. 6か月未満 解約日における普通預金の利率または前記(1)②の適用利率×30%のいずれか低い利率

b. 6か月以上1年未満 前記(1)②の適用利率×50%

c. 1年以上3年未満 前記(1)②の適用利率×70%

B. 預入日から満期日までの期間が3年の場合

a. 1年未満 解約日における普通預金の利率または前記(1)②の適用利率×20%のいずれか低い利率

b. 1年以上1年6か月未満 前記(1)②の適用利率×40%

c. 1年6か月以上2年未満 前記(1)②の適用利率×50%

d. 2年以上3年未満 前記(1)②の適用利率×70%

3. 適用開始日

2019年8月1日（木）

以 上